

# 消費生活 相談

## 災害に便乗した悪徳商法に注意しましょう!! 被災地以外でも消費者トラブルは発生しています!

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

地震や台風、大雨、大雪、洪水などの自然災害が起ると、それに乗じた悪質商法が多く発生します。特に最近は、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金を使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質商法には十分注意しましょう。



きる」と言われ、保険請求手続きの代行と住宅修理の依頼をしてしまった。

【事例5】ボランティアを名乗る女性から災害募金を求める不審な電話があった。



### 被害に遭わないために…

- ▽修理工事等の契約は慎重にする。
- ▽業者から契約を迫られても、その場では決めず、複数社から見積もりを取って比較検討する。
- ▽「保険金を使って無料で工事ができる」という勧誘には気を付ける。
- ▽不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があってもはっきりと断る。
- ▽寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認する。



### 相談事例

【事例1】近所で工事をしているという業者に無料点検してもらったところ、「このまま放置すると雨漏りする」と言われ、高額な契約をさせられた。

【事例2】認知症の父が、来訪した業者に勧められ、必要のない屋根工事契約をしてしまった。

【事例3】台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を請求された。

【事例4】突然来訪した業者に「火災保険で修理で

不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

国民年金  
日より



「国民年金保険料」は社会  
保険料控除の対象です

■「社会保険料控除証明書」は11月初旬に送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から11月初旬に送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、令和6年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や申告の際にご使用ください。

■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料(国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等)を納付(給与天引きを含む)したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日〜12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する必要があります。

■扶養家族分の納付額も控除対象となります

扶養家族の国民年金保険料を納付した場合の納付額も、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整等の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)



申告の際は、  
必要な書類を  
忘れずに!